

緊急開催！ とうなる？ 労基法改正 「残業720時間」ショック！対応セミナー

政府は「働き方改革」で、これまで事実上、青天井になっていた長時間労働に制限を設け、残業時間の上限を繁忙期も含めて年間720時間、月平均60時間とする方向で調整に入っていました。そして、政府、連合、経団連の新制度における繁忙月の残業時間上限が「月100時間未満」で決着したことを受け、「時間外労働の上限規制等に関する政労使提案」を公表しました。

今回のセミナーでは、この「政労使提案」の内容が、中小企業の経営にどのような影響を与えるかについて、経営人事労務問題のシンクタンク、高橋賃金システム研究所 高橋邦名所長、高木厚博副所長が、想定される事象を詳しく解説します。すぐ参考にできるノウハウ満載… 奮ってご参加下さい！

講師Profile

★高橋邦名氏（たかはし くにかた）
 (株)高橋賃金システム研究所、多摩労務管理事務所代表。活人経営コンサルタント。社会保険労務士。著書『社長やりましょう！』と社員が言いたす経営』『人を活かせば、企業はまだ伸びる』他多数。
 ★高木厚博氏（たかぎ あつひろ）
 (株)高橋賃金システム研究所主任コンサルタント。社会保険労務士。賃金制度・評価制度・退職金制度などのコンサルティングを多数手掛ける。金融機関などセミナー実績多数。研修講師としても活躍、わかりやすい解説は参加者に好評を得ている。

- 開催日時 平成29年6月6日(火)13時30分～16時30分
- 会場 立川商工会議所 会議室1
- 講師 株式会社高橋賃金システム研究所
高橋 邦名 氏 (社会保険労務士)
高木 厚博 氏 (社会保険労務士)
- 内容 I. 予想編 残業規制でトンデモないことに？

- ①「時間外累計時間」は賃金明細に載せる時代になるのか？
- ②36協定の始まりの月は何時にするべきか？
- ③「残業720時間上限」は平成30年4月に施行か？中小には猶予か？
- ④今後予想される大手の動きと、中小への影響は？

II. 実務対応編 ズシリと課題山積！

- ①労働基準法改正の動き（720時間を超えたら即「違法残業」に）
- ②中小企業が迫られる経営改善策
- ③残業が発生しにくい勤務シフトの見直し（変形労働時間制を活用）
- ④時間外協定（36協定）運用の厳格化

※実際の賃金明細を集めた「ズバリ！実在賃金」の最新情報を提供



- 参加費 無 料
- 定 員 40名 (定員になり次第締切ります。)
- お問合せ 立川商工会議所 石川 TEL 042-527-2700 FAX 042-527-5913
〒190-0012 立川市曙町2-38-5 立川ビズネスセンタービル12階

セミナー参加申込書 → → → FAX:042-527-5913

労基法改正 対応セミナー 平成29年6月6日(火) 13時30分～16時30分	フリガナ				
	貴社名				
	所在地	〒			
	TEL		FAX		
フリガナ		役 職	フリガナ		役 職
氏 名			氏 名		

※ご記入いただいた情報は、当所からの各種連絡・情報提供にのみ利用させていただきます。